

習志野市教育委員会会議録
(平成23年第3回定例会)

- 1 期 日 平成23年3月23日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後3時55分
- 2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己
委 員 星 野 龍 子
委 員 澤 村 洋 子
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄
学校教育部長 押 田 俊 介
生涯学習部長 藤 田 勉
教育総務部参事 若 林 一 敏
学校教育部参事 諏 訪 晴 信
学校教育部参事 井 上 隆 夫
学校教育部参事 染 谷 昭 子
学校教育部参事 木 原 誠
生涯学習部次長 早 瀬 登美雄
生涯学習部副参事 井 澤 元 行
企画管理課長 飯 島 稔
施設課長 飯 塚 和 夫
学校教育課長 江 口 和 夫
指導課長 辻 利 信
総合教育センター所長 大 野 博 之
社会教育課長 星 昌 幸
生涯スポーツ課長 松 岡 秀 善
青少年課長 寄 主 義 之
青少年センター所長 田久保 正 彦
菊田公民館長 岡 野 布治平
教育総務部主幹 牧 野 岳 彦
教育総務部主幹 本 城 利恵子
教育総務部主幹 宮 崎 雅 博
教育総務部主幹 江 口 浩 雄
学校教育部主幹 江 川 陽 史
学校教育部主幹 鈴 木 博
学校教育部主幹 土 屋 美恵子
学校教育部主幹 菊 池 美枝子
生涯学習部主幹 浅野目 俊 紀
生涯学習部主幹 関 文 雄

4 会議内容

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

委員長が

鈴木委員が所用により会議を欠席する旨を報告

委員長が

習志野市立高等学校の校長の任免について及び、習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事の任免についてを議事日程に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定され、習志野市立高等学校の校長の任免についてを議案第5号、習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事の任免についてを議案第6号とし、議事日程に追加した。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(2)、議案第5号及び議案第6号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項(2)、議案第5号及び議案第6号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成23年第2回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 習志野市社会教育委員の答申について (習志野市立図書館への指定管理者制度導入について)

(社会教育課)

社会教育課長が習志野市立図書館への指定管理者制度導入についての答申内容について概要を説明し、以下のとおり答申を朗読

平成22年9月21日付にて貴職より諮問を受けた、習志野市立図書館への指定管理者制度導入について審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

はじめに

習志野市社会教育委員は、平成22年9月21日、習志野市教育委員会委員長から「習志野市立図書館への指定管理者制度導入について」諮問を受けた。

本委員会では、図書館への指定管理者制度導入について諮問が提出される以前から協議を進めており、平成22年7月27日、11月5日、12月17日、平成23年1月21日及び2月16日と5回にわたり慎重に審議を進め、ここに答申を取りまとめた。

課題の認識

諮問に先立つ平成22年7月27日開催の社会教育委員会議においては、教育委員会生涯

学習部（以下、「事務局」という）から、「習志野市立図書館への指定管理者制度導入について」として次のような説明を受けた。

「これまでの習志野市の図書館は、貸出重視の運営により図書館利用者の拡大に努めてきた。その結果、平成12年度から平成21年度までの10年間で、貸出冊数は約1.3倍、予約件数については、約6.4倍と飛躍的に増加した。しかし、職員はこれらの利用増に伴い、予約、リクエストの対応など日常的な業務が増大し、図書館法で掲げられている調査研究への支援については、十分な対応が困難な状況になりつつある。

これからの図書館は、これまで行ってきた図書の貸出しや予約、リクエストなどに加えて、文化の拠点施設として、地域の課題解決や文化振興を図ることができる、住民の役に立つ図書館、地域の情報ステーションとなることのできる図書館を目指していく必要がある。

さらに、図書館の利用者アンケート（平成21年1月実施）では、これからの図書館に望むものとして図書の充実や祝日開館をはじめ多くの要望が挙げられていることから、今後の図書館運営にあたっては、これらの利用者が求める図書館サービスの拡大に努めていくことも重要となる。

一方、本市の財政状況は、年々厳しくなっていることから、習志野市全体の限られた財源の中で祝日開館やお話し会など自主事業の充実を図ることを目的として、市内に5館ある市立図書館のうち、根幹的な業務を大久保図書館に集約し、他の4図書館の管理運営に指定管理者制度を導入することを検討している。全ての図書館に指定管理者制度を導入するのではなく、中心館としての機能を持つ大久保図書館を直営とし、指定管理者制度を導入する4図書館を統括することにより、図書館業務の継続性を確保しながら民間のノウハウを活かした運営が可能となる。

制度導入の効果としては、祝日開館の実施やお話し会等自主事業の充実、図書館の専門職員である司書を集約化することによる根幹的業務（図書の購入、廃棄等）の効率的な実施があげられる。」

以上の説明に対し、指定管理者制度導入については、祝日開館の実施や図書購入予算の効率的な執行などの効果が認められるが、図書館運営の大きな転換となることから、市民及び利用者の意見を広く聴取するように指摘した。

以上の認識は、今回答申に向け審議を行うにあたり、委員共通の前提となった。

これらの指摘を受け、事務局では、市民を対象に平成22年9月から10月にかけて市内の図書館、公民館において指定管理者制度導入に関するアンケートや説明会を実施した。さらに、12月にはその結果が公表された。アンケートでは、導入に期待する意見は2,047件（約63%）、導入への不安を示している意見は1,227件（約37%）となっており、指定管理者制度導入に関する期待が多数寄せられている。

審議の結果

社会教育委員会議での審議では、以上のアンケート結果を踏まえ、制度導入に対する懸念事項として、

①指定期間が限られる中で司書集団の専門性の蓄積、所蔵資料のコレクション形成の継続性が保たれるか。

②設立母体の異なる他の図書館や関係機関との連携が維持できるか。

③図書館の管理運営を安定して行う物的、人的資源を持った事業者があるか。

④経費節減のために労働者の賃金等労働条件に安定性が保てなくなるのではないか。

⑤個人情報保護は保たれるのか。

といった項目が挙げられた。

これらの懸念に対し、事務局より次のような回答を得た。

「①及び②については、全ての図書館を指定管理者にするのではなく、中心館である大久保図書館を直営とし、正規職員の司書を集約することで専門性の確保や関係団体との連絡調整は維持できること、また、③については、平成21年度までに指定管理者制度を導入した図書館が全国で220館あり、近隣においても実績のある業者が指定管理者として図書館を運営していること、④については、指定管理者で働く労働者の賃金、労働条件、研修体制が適正であるかを指定管理者選定の重要な評価項目とすることにより、ワーキングプアを創りだすようなことのないよう十分配慮できること、⑤については、指定管理者を公募する際の公募条件としてその会社の情報や社員の情報を扱う際に、個人情報の適切な管理が認められると取得できるプライバシーマークを持っていることを条件として盛り込むとともに指定管理者との協定においても、市の職員と同様の守秘義務を課すことで対応する。」

また、経費削減について、事務局の試算として年間約1千700万円の効果が見込まれるとのことだったが、実際に図書館を指定管理者として代行している業者の見積もりも取らないと効果額は分からないと指摘し、事務局が見積もりを取った結果、当初試算した以上の財政効果が見込まれることが分かった。

さらに委員からは、次の事項に留意するよう意見が出された。

①習志野市が目指す図書館ビジョンを示し、そのビジョンが達成できることを評価観点とするモニタリングを実施してもらいたい。

②図書館は資料の貸し出しが無料で利益の上がる施設ではないので、サービスを拡充すればするほど経費がかさみ民間事業者の儲けがなくなる。制度導入には賛成だが、素晴らしいサービスを行い、利用者の満足度を上げることによって指定管理者側がインセンティブを得られるようにする必要がある。

③市民が指定管理者制度を含む図書館行政全般について意見を述べる場を設置してほしい。

④世代間を超えて交流できるような環境作りをしてもらいたい。

答申

以上の審議結果から、大久保図書館を除く4図書館に指定管理者制度を導入することの可否については、習志野市全体の限られた経費で図書館サービス向上を図るための手段として了承できるものである。但し、導入にあたっては次の2点を要望しておきたい。

1) 制度導入に関する懸念事項については事務局の示した対応方法で克服できることを市民等に対し機会がある毎に丁寧に説明すること。

2) 委員から出された留意事項を考慮して、今後の募集要項等を作成すること。

以上が、諮問に対する答申である、と説明

委員が

社会教育委員会議での懸念事項の中で、経費節減のために労働者の賃金等労働条件に安定性が保てなくなるのではないかとあるが、大久保図書館で働く正規職員に対して指定管理者で働く労働者の賃金等労働条件については、どのように考えているのか、と質問

社会教育課長が

指定管理者で働く労働者の賃金、労働条件、研修体制が適正であるかを指定管理者選定の重要な評価項目とすることにより、正規職員とのバランスを欠くことのないよう、気を付けていきたい、と回答

委員が

経費削減についての見積もりを取ったとあるが、実際に業者から見積もりを取ったのか、と質問

社会教育課長が

他市において、図書館を指定管理者として代行している業者から見積もりを取った、と回答

委員が

見積もりを提出した業者は、今回の指定管理者募集に関係していることはないのか、と質問

社会教育課長が

全くない。公正を欠くことのないよう配慮している、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項（3） 平成22年度習志野市学力調査結果概要

（指導課）

総合教育センター所長が

市内小中学校児童生徒の学習指導要領に示された基礎的・基本的な知識・技能及び活用の定着状況を客観的に把握することにより、教育委員会や各小中学校において指導上の課題を把握し、授業改善や指導方法の工夫・改善を行い児童生徒の学力向上を図ることを調査目的としている。実施日は、平成23年2月1日（火）～9日（木）。実施学年及び教科・実施人数は、小学校4年生が国語と算数で1,505名、中学校2年生が国語と数学と英語で1,245名である。調査結果であるが、習志野市の正答率は、どの教科についても全国正答率を上回っている。特に、小学校については、国語と算数の思考、判断力、表現を計る活用の分野が非常に良い成績である。また、中学校については、数学の同じく活用の分野が非常に良い成績である。そして、詳細なデータの分析と授業改善等の取組みについては、4月以降に学習指導改善委員会で実施していく、と概要を報告

委員が

この調査は毎年実施しているのか。毎年実施しているのであれば、その比較で授業効果を計れるのでは、と質問

総合教育センター所長が

今年度、初めて実施したものであるので、今後、経年評価を行っていく、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

議案第 4 号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について
(企画管理課)

企画管理課長が

議案第 4 号は、習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定についてである。

改正理由としては、菊田公民館に管理係を置き、全公民館の統括機能としての役割を持たせるため、規則の一部を改正しようとするものである。

改正内容については、第 3 条に『菊田公民館に管理係を置く。』という条文の追加をした。また、第 4 条の事務分掌であるが、事務分掌の整理として、菊田公民館の事務分掌と、その他の公民館の事務分掌を区分した。そして、菊田公民館の事務分掌に『各公民館の総合調整に関すること。』を加えた。他は、図書館の事務分掌との統一を図るため、文言を整理した。施行期日は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する、と概要を説明

委員が

そもそも、このような案が出てきた理由は、と質問

社会教育課長が

実際、菊田公民館が統括機能としての役割を担っているため、補完する形で規則改正し係を置くこととした、と回答

委員が

経費的なメリットはあるのか、と質問

社会教育課長が

経費的なメリットというよりも、今回は予算編成や議会対応を統一的行うための改正である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 4 号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第 1 号 次回教育委員会の期日について協議し、平成 23 年 4 月 27 日（水）午後 3 時に決定された。

その他

教育総務部長が、去る 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震について以下のとおり報告

この度、3 月 11 日午後 2 時 46 分に、宮城県沖を震源地とする、世界最大級、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生し、習志野市においても震度 5 強を計測し、これまで経験したことのない大きな揺れを感じた。

本市では、発生直後に、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、全力で情報収集にあたりるとともに、消防、警察をはじめとする関係者の総力を挙げて対応してきた。

災害対策本部では、ライフラインの断絶により自宅での生活が困難になった市民の方々や公共交通機関が止まったことにより発生した多くの帰宅困難者に対応するため、小学校では、谷津小学校・袖ヶ浦西小学校をはじめとして 8 小学校、中学校では第一中学校・第二中学校・第五中学校の 3 中学校、その他、千葉工業大学の合計 12 ヶ所の避難所を開設し最大で 2,953 名の方が避難をした。さらには、放課後児童会においては、児童 8 名が保護者の方のお迎えが困難となり、各避難所または各児童会で、それぞれ指導員とともに過ごし、最終的には翌日の午前 11 時に全児童の保護者への引き渡しを完了した。

これまでの本市の被害状況を申し上げますと、人的被害としては死亡者 1 名、負傷者 6 名、また、一般被害状況では、火災 1 件、建物全壊 3 件、建物・塀・瓦の一部損壊 826 件、上下水道損傷 44 件等が報告されている状況となっており、中でも、袖ヶ浦、香澄地区を中心とした埋立て地域において、液状化現象が発生し、断水、下水道の破損、ガスの停止、道路の隆起や陥没、家屋の傾きなど、多大な被害が発生した。特に下水道の被害は甚大であり、液状化現象により、大量の土砂が入り込んだことで袖ヶ浦地区・香澄地区の広いエリアで下水道が使用できない状況になっている。

このような状況下、教育委員会所管施設においても、各所で被害が生じ、休園や休校等の措置を講じた。

まず、幼稚園では、全園を 14 日 月曜日休園とし、15 日火曜日から午前保育として再開したが、屋敷幼稚園は被害状況が大きいことから、15 日を休園し 16 日水曜日から屋敷小学校の余裕教室において運営を行っており、この状況は 4 月以降も引き続くものと考えている。

次に小学校は、14 日月曜日から開校したが、被害の状況から、14 日月曜日は袖ヶ浦西小・屋敷小・香澄小の 3 校を休校に、翌 15 日は袖ヶ浦西小 1 校を休校とした。また、大久保小学校体育館については、被害状況が大きいことから使用を停止し、卒業式を第六中学校で挙行了。入学式については、大久保小学校の 1 年生の教室で実施する方向で検討している。

次に、中学校の対応であるが、14 日月曜日からすべて開校しているが、第二中学校の体育館の被害状況が大きいことから使用を停止し、大久保東小学校で卒業式を挙行了。入学式については、第六中学校を会場に、午後 2 時から実施する方向で検討している。なお、埋め立て地域の幼稚園、小・中学校の園庭及びグラウンドについては液状化による影響や地盤沈下により使用できない状況となっている。

次に、習志野高等学校では、東京電力の計画停電による交通機関の影響等もあり、全日制が 14 日月曜日から 16 日水曜日まで、定時制が 17 日木曜日まで休校したが、現在はいずれも再開している。

次に、社会教育施設等の状況であるが、習志野文化ホールにおいて、天井の一部が落下するなど当面の間、復旧が困難な状況となっている。また、新習志野公民館・図書館、袖ヶ浦公民館及び旧鴛田家住宅は、被害状況が大きいため臨時休館している。スポーツ施設については、現在すべての施設を閉鎖している状況である。

さらに、放課後児童会については、12 日の土曜日を施設安全点検のため全児童会閉室とし、14 日月曜日から開室しましたが、被害状況の大きい、屋敷・香澄の 2 児童会は 15 日火曜日から、袖ヶ浦西児童会は 16 日水曜日から開室した。

教育委員会では、現在、総力をあげて学校教育・社会教育に係る施設、スポーツ・文化に係る施設等の一日も早い復旧に向け対応しているが、完全復旧にはまだまだ時間を要するものと思われる。委員の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震についての報告である。

続いて学校教育課長が、学校給食について以下のとおり報告

学校給食については、地震のあった翌週から停止している状態にある。その間、給食施設についての点検等を行っているが、新年度から学校給食の再開に向けて、現在、全力で取り組んでいる所である。再開するにあたって、現在、障害となっているのは、計画停電と国道14号以南の埋め立て地域を中心とした下水道管の損傷等である。計画停電については、調理時間等が計画停電と重なってしまう恐れがあるため、時間帯や献立を変更して対応しようと考えている。また、下水道管の破損等については、埋め立て地域の単独校が該当するが、大量の下水を流すことがないように、工夫をして行っていこうと考えている。

委員が

体育館が使用できない学校があるが、新学期を迎え、どのように対応するのか、と質問

指導課長が

安全が確保されるまでは、保健体育の授業を振り替えて対応する予定である、と回答

委員が

耐震補強の工事を行った施設と行っていない施設では、被害の違いはあったのか、と質問

教育総務部主幹が

あくまでも地震直後、目視を行った結果だが、耐震補強を行った施設は大丈夫である。ただ、設備関係の給水施設で損壊している部分があったり、建物の構造には直接影響はないが、増築の継ぎ目部分の損傷が見られた所があった。耐震補強を行っていない施設は、校舎は大丈夫だが体育館が一部損傷している所があった。今後も調査等を行っていく、と回答

<報告事項(2)、議案第5号及び議案第6号は非公開>

報告事項(2) 臨時代理の報告について

- ・習志野市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動について
- ・習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)並びに5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について
- ・習志野市教育委員会6級以上の職員(幼稚園に係る者)並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭の任免について

(学校教育課)

学校教育課長が

習志野市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動について及び習志野市教育委員会6級以上の職員(教員に係る者)並びに5級の指導主事及び管理主事(幼稚園に係る者を除く)の任免について説明し、臨時代理した旨を報告

報告事項(2)は了承された。

議案第 5 号 習志野市立高等学校の校長の任免について

(学校教育課)

学校教育課長が
習志野市立高等学校の校長の任免について説明

採決の結果、議案第 5 号は原案どおり可決された。

議案第 6 号 習志野市教育委員会 6 級以上の職員並びに 5 級の指導主事及び管理主事の
任免について (企画管理課)

教育総務部参事が
習志野市教育委員会 6 級以上の職員並びに 5 級の指導主事及び管理主事の任免について
説明

採決の結果、議案第 6 号は原案どおり可決された。

委員長が
平成 23 年習志野市教育委員会第 3 回定例会の閉会を宣言